

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年12月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第58号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条保健医療課の項第24号中「小児慢性特定疾患及び」を削り、同項第27号中「小児慢性特定疾患対策審査会」を「小児慢性特定疾病審査会」に改め、同号を同項第31号とし、同項第26号の次に次の4号を加える。

- (27) 児童福祉法（次号及び第29号において「法」という。）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関すること。ただし、保健センターの所管に属するものを除く。
- (28) 法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定、指導及び監督に関すること。
- (29) 法による小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関すること。
- (30) 児童福祉法施行規則による指定医の指定及びその取消し並びに公表に関すること。

第6条保健センターの款健康づくり推進課の項第32号を次のように改める。

- (32) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給及び特定疾患治療研究事業に係る申請に関すること。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)